

北九州市地域クラブ指導者研修実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、北九州市が認定する「北九州市地域クラブ」の指導者となることを希望する者が受講する研修（以下「地域クラブ指導者研修」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域クラブ指導者研修は、北九州市における地域クラブの活動を支える指導者の資質向上および知識の共有を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 地域クラブ指導者研修の対象は、北九州市地域クラブの指導者及び指導者となることを希望する者とする。

(研修内容)

第4条 地域クラブ指導者研修は、「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を活用して実施する。

2 研修の内容は、生徒等の心身の健康管理、事故防止、体罰及びハラスメントの防止、生徒理解（いじめ防止を含む）等の事項とする。

(受講申請)

第5条 地域クラブ指導者研修の受講申請は、所定の申請フォームにより行うものとする。

(名簿登録)

第6条 地域クラブ指導者研修の受講者は、研修受講により「北九州市地域クラブ指導者名簿」への登録に同意したものとみなす。同意しない場合は、受講認定証を交付しない。

2 受講者は、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、その他の反社会的勢力でないことを誓約しなければならない。万一、関係が判明した場合、教育委員会は名簿登録を取消することができる。

(有効期限)

第7条 受講認定証の有効期限は、翌年8月31日までとする。

2 ただし、毎年1月から3月までに発行した認定証の有効期限は、当年8月31日までとする。

(取消及び抹消)

第8条 教育委員会は、名簿登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当し、市が改善勧告等を行ったにもかかわらず、相当期間（1か月程度）経過後も改善が認められない場合、取消通知書により名簿登録を取消することができる。

- (1) 虚偽の内容又は不正の手段により名簿登録を受けたとき
- (2) 違法行為があり、活動継続が社会通念上不適当と認められるとき
- (3) その他、指導者として不適当と認められるとき

2 教育委員会は、名簿登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、名簿登録を抹消することができる。

- (1) 名簿登録の有効期間の経過により、名簿登録の効力を失ったとき
- (2) 名簿登録者本人から登録抹消の申請があったとき
- (3) 名簿登録者本人が死亡したとき

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、地域クラブ指導者研修の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

2 本要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、教育委員会が社会通念に照らして判断し、決定するものとする。

附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。